

平成30年度

福生市民会館
「市民団体共催事業」
募集要項

平成29年10月

福生市民会館

I.福生市民会館の施設運営理念・基本方針について

福生市民会館（以下、会館）は、音楽を主体とした本格的な舞台芸術の使用に適した“大ホール（もくせいホール）”と、多種多様な芸術文化活動を実現とする“小ホール（つつじホール）”の2つのホールを有し、福生市（以下、市）における「地域文化活動」の拠点として、市民の皆さまと共に歩んでまいりました。

当会館は運営理念として、「人と文化が集うまち！～もっと住みたくなる福生へ～」を掲げ、市民の皆さまの学習・文化活動を支え、市民の皆さまが主体的に活動できる環境づくりに努めるとともに、気軽に芸術などに触れられる場と機会の提供など、市の文化の創造と発展に寄与してまいります。

その実現のための基本方針は、「地域文化活動の拠点施設」として、市民の皆さまと共に文化・芸術活動の振興を図ることで、賑わいと活気を生み出し、「魅力あふれる住みたくなるまちづくり」に貢献することです。

会館は市民の皆さまの活動をサポートし、発表の場を設け、芸術・文化における交流を推進します。

II.市民団体共催事業の募集について

「福生市民会館でこんな企画を実現したい！」という想いを会館と一緒にカタチにする「市民団体共催事業」の募集を行います。

音楽・演劇・舞踊・伝統芸能など、市民の皆さまからの企画をご提案ください。

以下の要項では、本募集についての必要な事項を定めています。上記方針を十分にふまえ、要項に従った企画提案、応募をお願いいたします。

Ⅲ.平成30年度「市民団体共催事業」募集要項

1 目的

市民が自主的に企画した、創造的で発展性のある質の高い公演や講座を会館が共催し支援することにより、福生市の芸術・文化の向上と活性化を図ることを目的とします。

2 事業実施期間・会場

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）までの間で、事業を希望する日時とします。但し期間中、既に予約が入っており、ご利用いただけない日時があります。

福生市民会館を会場とする公演・講座が対象となります。

原則、施設予約については通常の予約方法にて応募者が行ってください。企画応募前の希望日の確保、調整等には応じられません。

3 募集する公演

音楽・演劇・舞踊・伝統芸能など

4 採用提案数 1団体

5 選考基準

次の選考基準により審査します。

- (1) 会館運営理念・基本方針に沿っていること。(p.1 参照)
- (2) 多くの人々に受け入れられる企画であること。
- (3) 福生市民会館で行う事業としてふさわしいものであること。
- (4) 現実的な収支計画があること。

6 実施主体／共催条件

採用となった企画については、応募者が実施主体＝主催者となり、会館共催事業として行うものとします。

共催条件は下記の通りです。

- ◆ホールの施設利用料は主催者の負担となります。
- ◆附属設備の利用料金および楽屋等諸室の利用料金は会館が負担します。
- ◆実施企画について広報紙「ぷりずむ」、会館公式ホームページ、フェイスブックページに記事を掲載できます。但し、ダイレクトメールの送付等は会館では行いません。

7 その他注意事項

◆チラシ・ポスター・プログラム・チケットなどを主催者が作成する場合、主催者名とその連絡先のほかに「共催：福生市民会館」の表示をお願いいたします。

また、当該印刷物は校正の際、必ず内容を会館へ確認してから印刷を行ってください。

◆主催者は開催日の1ヶ月前までに会館にて打合せを行ってください。

また打合せ日までに、公演当日のプログラム、舞台・音響・照明の仕様を決定しておいてください。

◆主催者は、ホール使用で有料公演の場合、チケットを福生市民会館で委託販売することができます。販売期間は公演前日までとし、販売手数料はチケット売上金額の10%です。追加・返券も可能です。

◆主催者は共催事業実施に伴い、その公演に関連した物品の販売を行うことができます（要申請書提出）。その場合、物品販売手数料として物品販売における総売上の10%をお支払いいただきます。

◆入場料を徴収する場合は、利用の許可をした利用時間に係る利用料に加えて、下記の割合で割増料をいただきます。

（割増料の基礎となる利用料は、舞台の設営・リハーサル・本番に要した利用時間の利用料の合計です。）

例・・・1. 午前（準備）午後（本番）の場合は、午前と午後の利用料の合計に率を掛けます。

2. 全日の使用で、本番が夜間の時間帯の場合でも、全日の利用料に率を掛けます。

▼割増料

入 場 料 金 (最高金額)	割 増 料 (%)
500円 未満	40
500円から1,000円未満	60
1,000円から2,000円未満	80
2,000円から3,000円未満	100
3,000円 以上	130

主催者は、上記チケット料金に該当する場合は予約申請時にお申し出ください。

上記内容またはそれ以外で不明な点は、会館までお問い合わせください。

【実際の計算例】

大ホール（土・日・祝）を全日、入場料3,000円として

実施するとき

- ・施設利用料 172,000円
- ・割増料 223,600円（172,000円×130%）

合計 395,600円

8 事業の取下げ

- ◆事業採用決定通知書の受領後に実施を取り下げる場合、主催者は「市民団体共催事業取下申請書（様式別途通知）」を会館に提出してください。
- ◆なお、当該事業の区分を予約済みの場合は、福生市民会館条例（以下、条例）に則り予約の取消しを行ってください。キャンセル料金などの取扱いは、条例通りの取扱いとなります。

9 応募条件

- ◆福生市内に在住、在勤、在学している個人、または主に市民で構成され市内で活動している団体（2名以上。過半数が福生市民であること）が応募できます。この応募者が実際の企画考案者（＝主催者）としてすべての運営実務に責任を負う者でなければなりません。
- ◆1応募者につき1件のみの応募とします。同一応募者で2件以上の応募が確認された場合は、その者のすべての提案を無効とします。
- ◆2人以上の個人、2団体以上での共同の応募も可としますが、その場合は代表者を明らかにし、実行委員会組織等を構成するようにしてください。
- ◆添付資料がある場合、文書はA4サイズ10枚以内とし、映像又は音声資料は5分以内とします（メディアはCD-RもしくはDVD-R）。
- ◆個人情報の取扱いについて、会館の規定する事項（資料1に記載）を確認、同意したうえでご応募ください。
- ◆「市民団体共催事業」に応募された企画（その成果物としての公演を含む）の著作権（著作権法第21条～第28条）は会館に帰属するものとし、応募者はこれに同意するものとします。また応募者は当該企画に関して著作者人格権を行使しないものとします。

なお、次にあげる事業については、募集の対象となりません。

- ◆物品の販売企画、営利企業が企画・運営に参入する事業
- ◆特定の会員等のみを対象にした事業
- ◆特定の政治活動、宗教活動に関する事業
- ◆慈善事業への寄付を目的として行われる事業
- ◆当会館で定例的、定期的を実施している事業またはその関連事業・他のホールで実施されている事業（出演者や内容の重複、類似）

1 0 応募方法

応募者は、資料1および必要な添付書類（資料2～資料4）を当館宛てに郵送または直接持参し提出してください。なお、応募書類は応募者に返却しません。

1 1 応募締切

2017年（平成29年）12月28日（木）必着

資料送付先・連絡先

福生市民会館

〒197-0011 東京都福生市福生 2455

電話 042-552-1711 ファックス 042-530-2511

電子メール info@fussa-shiminkaikan.jp

ホームページ <http://www.fussa-shiminkaikan.jp>

1 2 審査

応募のあった企画提案について、書類審査により第一次選考を実施し合格者を決定します。その後、合格者に対して面接（応募者による事業内容説明など）による第二次選考を実施し、採否を決定します。なお審査の結果、実施該当企画無しとなる場合もあります。

決定までのフロー（予定）

- ◆第一次選考期間（書類審査）：平成30年1月4日（木）～1月11日（木）
- ◆第一次選考合格者通知：平成30年1月16日（火）頃
- ◆第二次選考（選考審査会）：平成30年1月下旬（予定）

場所：福生市民会館内

※選考審査会では、応募者自らが応募事業についての内容説明を行っていただきます。

※審査終了後、会館にて結果を集計し、後日採否を応募者に通知します。

- ◆企画採用決定：平成30年1月末予定

1 3 通知

第一次、第二次選考の結果は、各選考終了後に選考対象者全員に「市民団体共催事業《第一次／第二次》採用決定通知書」または「市民団体共催事業《第一次／第二次》不採用決定通知書」を送付します。

1 4 実施承諾書の提出

「市民団体共催事業《第一次／第二次》採用決定通知書」により第二次合格を通知された応募者は、受領日から14日以内に「市民団体共催事業実施承諾書」（様式別途通知）を提出してください。

1 5 採用決定の取消し

市民団体共催事業の実施決定後、次の各号に該当することが判明した場合、事業の採用決定を取り消す場合があります。

- a. 「市民団体共催事業《第一次／第二次》採用決定通知書」により第二次合格を通知された後、14日以内に市民団体共催事業実施承諾書を提出しなかったとき。
- b. 企画提案書の内容に虚偽の記載があると認められたとき。
- c. 事業実施に当たり、不正な行為があると認められたとき。
- d. 事業実施に当たり、指示した事項に従わないとき。
- e. その他事業実施にあたり著しく支障があると当会館長が判断をしたとき。

また次の各号に該当することが判明した場合は事業の採用決定を即刻取り消します。

- f. 企画提案書の内容が第三者の知的財産権、肖像権等の権利を侵害していると認められたとき、また諸法令・通達等に違反していると認められたとき。
※第三者からその権利を侵害するものとして何らかの苦情の申し立て又は請求を受けた場合は、全て応募者の費用と責任において、これを処理・解決するものとし、会館・第三者に損害が発生した場合は、応募者は当該損害を賠償するものとします。
- g. 反社会的勢力（「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物）との関係があると認められたとき、および反社会的勢力と関係性がある可能性が合理的な理由に基づいて認められたとき。

1 6 実施報告書等の提出《提出期限は事業実施後30日以内》

応募者は、事業実施後、「実施報告書」、「収支決算書」（ともに様式別途通知）に必要事項を記入し、次のものと併せて会館に提出してください。

◆アンケート集計結果およびアンケート用紙（コピー）

※アンケート用紙（項目）は原則として会館指定の書式でお願いします。

また、任意の様式でアンケートを実施し個人情報を収集する場合は、応募者の責任において個人情報を取扱い、会館への提出時には個人情報記載部分を除いてコピーのうえ、提出してください。

◆チラシ・ポスター・プログラム等：各1部

◆新聞・雑誌等に掲載された掲載記事のコピー（掲載された場合）

◆その他「実施報告書」、「収支決算書」の内容を補完するものとして適切な参考資料など

以上